

豊中市生活支援体制整備事業実施要綱

平成29年3月31日決裁

豊健高第3401号

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊中市が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第2項第5号の規定に基づく事業（以下「生活支援体制整備事業」という。）の実施に関し、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、法、施行規則、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（地域支援事業の実施について（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）別紙）において使用する用語の例による。

(事業の目的)

第3条 生活支援体制整備事業は、法第115条の45第1項の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を実施する上で、市民及び関係団体と情報の共有及び相互の協力体制を構築し、生活支援サービスの充実を図るとともに地域における支え合いの体制づくりを推進することを目的とする。

(実施主体)

第4条 生活支援体制整備事業の実施主体は、豊中市とする。ただし、施行規則第140条の67の規定により、事業の全部または一部を委託することができる。

(事業内容)

第5条 市長は、生活支援体制整備事業として、次の各号に定める事業を実施する。

(1) 生活支援コーディネーターの配置

地域住民をはじめ多様な事業主体と連携し、多様な日常生活上の支援体制を構築するため、生活支援コーディネーター（以下「SSC」という。）を配置する。

(2) 協議体の設置及び運営

地域での生活支援体制に関する情報の共有を図り、SSCを組織的に補完するための協議体を設置し、運営する。

(SSCの配置)

第6条 市長は、第5条第1項第1号の事業を実施するため、次の各号に定める要件を満たす者をSSCとして配置する。

(1) 市民活動への理解があり、多様な理念を持つ地域のサービス提供主体の調整を適切に行うことが可能な者。

(2) 所属する法人等の利益によることなく、地域住民のニーズにこたえるよう公平・中立な

立場で活動を行うことができる者。

(3) 国や大阪府が実施する研修を受講している者。ただし、選任された時点で当該研修を受講していない場合は速やかに受講すること。

2 市長は、前項に定めるSSCとして、市全域（以下「第1層」という。）、市内の各日常生活圏域（以下「第2層」という。）、市内小学校区（以下「特例第2層」という。）で活動が可能な者を複数名配置する。

（SSCの業務）

第7条 SSCは、市内において次に掲げる業務を行う。

- (1) 地域資源及びニーズの把握
- (2) 地域資源等の情報提供・周知
- (3) 新たな地域資源及びサービスの開発
- (4) サービス・支援の担い手の養成
- (5) 関係者間のネットワークの構築
- (6) 地域ニーズとサービス提供主体の活動とのマッチング
- (7) 第8条第2項各号に定める協議体との連携・協働並びに協議体の事務局及び報告
- (8) 地域における生活支援体制の構築にかかる支援計画の策定
- (9) 第1号から第8号に掲げる業務についての市への報告及び市民への説明

（協議体の設置）

第8条 市長は、第5条第1項第2号の事業を実施するため、「豊中市地域ささえあい推進協議体」（以下「協議体」という。）を設置する。

2 協議体は、次に掲げる組織をもって構成する。

- (1) 市全域を活動対象とする第1層豊中市地域ささえあい推進協議体（以下「第1層協議体」という。）
- (2) 市内各日常生活圏域に設置する第2層豊中市地域ささえあい推進協議体（以下「第2層協議体」という。）
- (3) 市内小学校区内に設置する特例第2層豊中市地域ささえあい推進協議体（以下「特例第2層協議体」という。）

3 前項第3号の特例第2層協議体は、必要に応じて設置するものとする。

（各協議体の協議事項等）

第9条 前条に定める協議体は、次に掲げる事項について協議検討する。

- (1) 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるための方針の共有
- (2) 地域資源及び地域ニーズの把握
- (3) 新たな地域資源及びサービスの開発
- (4) ネットワークの構築
- (5) SSCの組織的補完
- (6) 前各号に定めるもののほか、会長が必要と認める事項

- 2 第1層協議体は、第2層協議体から受ける報告、提案等を踏まえ、市全域の課題や支援の方向性について協議、検討し、その結果を豊中市地域包括ケアシステム推進総合会議及び豊中市介護保険事業運営委員会に報告する。
- 3 第2層協議体は、各委員及び特例第2層協議体から受ける報告、提案等をふまえ、各日常生活圏域の課題や支援の方向性について協議、検討し、その結果を第1層協議体に報告する。
- 4 特例第2層協議体は、各委員から受ける報告、提案等を踏まえ、設置された市内小学校区内の課題や支援の方向性について協議、検討し、その結果を第2層協議体に報告する。

(組織)

第10条 協議体は、別に定める団体等で構成する。また、構成員の追加については、構成員の過半数の賛成をもって承認する。

- 2 協議体に会長を置く。
- 3 会長は、委員の互選によって定める。
- 4 会長は、協議体の事務を総理し、協議体を代表する。
- 5 会長は、協議体に属する委員のうちから、あらかじめ副会長を指名するものとする。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(協議体の会議の運営)

第11条 協議体の会議は、会長が招集する。

- 2 協議体の会議は、会長がその議長となる。

(関係者の出席)

第12条 会長は、必要があると認めるときは、協議体の委員以外の関係者の出席を求め、その説明や意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第13条 S S C及び協議体の会議に出席した者は、第5条に定める事業を通じて知り得た個人情報を経営の目的以外に利用し、又は他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。